

○東松山市特定教育・保育施設等利用者負担金額に関する規則

平成 2 7 年 4 月 1 日

規則第 3 0 号

改正 平成 2 8 年 3 月 3 1 日規則第 3 0 号

平成 2 8 年 7 月 5 日規則第 4 1 号

平成 2 9 年 3 月 2 3 日規則第 1 0 号

平成 2 9 年 7 月 2 6 日規則第 3 3 号

平成 3 0 年 6 月 4 日規則第 3 2 号

平成 3 0 年 9 月 6 日規則第 4 0 号

令和元年 9 月 3 0 日規則第 1 1 号

令和 2 年 2 月 2 8 日規則第 3 号

令和 3 年 3 月 3 1 日規則第 7 3 号

令和 5 年 9 月 2 8 日規則第 3 0 号

令和 6 年 3 月 2 6 日規則第 1 5 号

令和 6 年 5 月 9 日規則第 2 0 号

東松山市保育園保育料の徴収に関する規則（昭和 5 4 年東松山市規則第 1 2 号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、東松山市保育園設置及び管理条例（昭和 5 4 年東松山市条例第 1 3 号）第 3 条の 2 第 1 項に規定する利用者負担金及び子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 2 7 条第 3 項第 2 号、第 2 9 条第 3 項第 2 号及び附則第 6 条第 4 項に規定する額（以下「利用者負担金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定教育・保育施設等 法第 2 7 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設及び法第 2 9 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者をいう。

- (2) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (3) 支給認定区分 法第19条各号に規定する支給要件の区分をいう。
- (4) 保育必要量区分 東松山市保育の必要性の認定基準等を定める条例（平成26年東松山市条例第24号。以下「条例」という。）第4条第1項各号に規定する保育必要量の区分をいう。
- (5) 年齢 特定教育・保育施設等を利用する日の属する年度の初日の前日における小学校就学前子どもの年齢をいう。
- (6) 保護者 法第6条第2項に規定する保護者をいう。
- (7) 均等割の額 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいう。
- (8) 所得割の額 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第21条の2の規定により算定された市町村民税所得割合算額をいう。

（利用者負担金）

- 第3条 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項第1号に規定する教育認定子ども及び同項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもに係る利用者負担金は、無料とする。
- 2 子ども・子育て支援法施行令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担金は、別表のとおりとする。
- 3 別表において、同一世帯に特定教育・保育施設等、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、同法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部、子ども・子育て支援法施行令第1条に規定する施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童心理治療施設通所部に入所し、又は同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援を利用している児童が2人以上いる場合の利用者負担金は、当該児童のうち、小学校就学前子どもが年齢の高い順から2人目のときは半額とし、年齢の高い順

から3人目以降のときは無料とする。この場合において、同年齢の小学校就学前子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。

4 別表において、保護者の所得割の額が57,700円未満で、かつ、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の利用者負担金は、前項の規定にかかわらず、当該特定被監護者等のうち小学校就学前子どもが年齢の高い順から2人目のときは半額とし、年齢の高い順から3人目以降のときは無料とする。この場合において、同年齢の小学校就学前子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。

5 別表において、保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等（子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第6号に規定する要保護者等をいう。）に該当する場合で、保護者の所得割の額が77,100円未満で、かつ、特定被監護者等がいる場合の利用者負担金は、前2項の規定にかかわらず、当該特定被監護者等のうち小学校就学前子どもが年齢の高い順から1人目のときは半額（ただし、3歳未満児のD6階層の場合は9,000円とする。）とし、年齢の高い順から2人目以降のときは無料とする。この場合において、同年齢の小学校就学前子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。

6 第2項の利用者負担金の算定に当たっては、4月から8月までの場合は前年度分の市町村民税額により、9月から翌年3月までの場合は当該年度分の市町村民税額により算定するものとする。

7 市長は、納期限の10日前までに保護者に保育料（利用者負担）納入通知書（様式第1号）を送付するものとする。

8 東松山市保育園設置及び管理条例第1条に規定する保育園又は法附則第6条第1項に規定する特定保育所を利用する小学校就学前子どもの保護者は、第2項から第6項までの規定により定められた利用者負担金を毎月末日（末日が東松山市の休日を定める条例（平成2年東松山市条例第4号）第1条第1項に規定する市の休日（以下この項において「市の休日」という。）に当

たるときは、その直後の市の休日でない日)までに納入しなければならない。
ただし、12月に係る利用者負担金は、12月25日(12月25日が市の
休日に当たるときは、その直後の市の休日でない日)までに納入しなければ
ならない。

(利用者負担金の減免)

第4条 市長は、保護者がその利用者負担金の全部又は一部を負担することが
できないと認めるときは、その利用者負担金の全部又は一部を免除すること
ができる。

2 前項の規定により利用者負担金の減免を受けようとする保護者は、利用者
負担金減免申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を利用
者負担額変更通知書又は利用者負担金減免申請却下通知書(様式第3号)に
より当該申請者に通知するものとする。

(利用者負担金の徴収)

第5条 この規則に定めるもののほか、利用者負担金の徴収については、東松
山市会計規則(昭和57年東松山市規則第14号)の定めるところによる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続
であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則
の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従
前の例による。

3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の東松山市情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前の東松山市個人情報保護条例施行規則、第4条の規定による改正前の東松山市職員駐車場使用規則、第6条の規定による改正前の東松山市税に関する文書の様式を定める規則、第7条の規定による改正前の東松山市分担金徴収条例施行規則、第8条の規定による改正前の東松山市市民福祉センター条例施行規則、第9条の規定による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則、第10条の規定による改正前の東松山市生活保護法施行細則、第11条の規定による改正前の東松山市子ども医療費支給に関する条例施行規則、第12条の規定による改正前の東松山市保育園設置及び管理条例施行規則、第13条の規定による改正前の東松山市特定教育・保育施設等利用者負担金額に関する規則、第14条の規定による改正前の東松山市家庭的保育事業等設置認可等規則、第15条の規定による改正前の東松山市保育施設の利用調整等に関する規則、第16条の規定による改正前の東松山市児童手当事務処理規則、第17条の規定による改正前の東松山市子ども手当事務処理規則、第18条の規定による改正前の東松山市平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づく子ども手当事務処理規則、第19条の規定による改正前の東松山市放課後児童クラブ条例施行規則、第20条の規定による改正前の東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則、第21条の規定による改正前の東松山市保育の必要性の認定基準等を定める条例施行規則、第22条の規定による改正前の東松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制に係る届出に関する規則、第23条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第24条の規定による改正前の東松山市基準該当障害福祉サービス及び基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則、第25条の規定による改正前の東松山市身体障害者福祉法施行細則、第26条の規定による改正前の東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則、第27条の規定によ

る改正前の東松山市障害者就労支援センター条例施行規則、第 28 条の規定による改正前の東松山市難病患者見舞金支給条例施行規則、第 29 条の規定による改正前の東松山市ホームヘルプサービス等手数料条例施行規則、第 30 条の規定による改正前の東松山市老人福祉法施行細則、第 31 条の規定による改正前の東松山市後期高齢者医療に関する条例施行規則、第 32 条の規定による改正前の東松山市国民健康保険に関する規則、第 33 条の規定による改正前の東松山市国民健康保険税条例施行規則、第 34 条の規定による改正前の東松山市介護保険条例施行規則、第 35 条の規定による改正前の東松山市母子保健法施行細則、第 36 条の規定による改正前の東松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則、第 37 条の規定による改正前の東松山市空き地の環境保全に関する条例施行規則、第 38 条の規定による改正前の東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例施行規則、第 39 条の規定による改正前の東松山のまちをみんなで美しくする条例施行規則、第 40 条の規定による改正前の東松山市化石と自然の体験館条例施行規則、第 41 条の規定による改正前の東松山市法定外公共物管理条例施行規則、第 42 条の規定による改正前の東松山市土地譲渡益重課税制度に係る優良宅地認定事務規則、第 43 条の規定による改正前の東松山市土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務規則、第 44 条の規定による改正前の東松山市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例施行規則、第 45 条の規定による改正前の東松山市都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則、第 46 条の規定による改正前の東松山市土地区画整理事業における清算金の徴収及び交付に関する規則、第 47 条の規定による改正前の東松山市ステーションビル管理規則、第 48 条の規定による改正前の東松山市箭弓町広場イベントスペース使用規則、第 49 条の規定による改正前の東松山都市計画東松山市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則、第 50 条の規定による改正前の東松山市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する規則、第 51 条の規定による改正前の東松山市知的障害者福祉法施行細則、第 52 条

の規定による改正前の東松山市在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則及び第53条の規定による改正前の東松山市障害児通所給付費等の支給等に関する規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年7月5日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の東松山市特定教育・保育施設等利用者負担金額に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月23日規則第10号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条中別表第1及び様式第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年7月26日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の東松山市特定教育・保育施設等利用者負担金額に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年6月4日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行し、この条例による改正後の別表第1の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年9月6日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の東松山市特定教育・保育施設等利用者負担金額に関する規則の規定は、平成30年9月1日から適用する。

附 則（令和元年9月30日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の東松山市特定教育・保育施設等利用者負担金額に関する規則の規定は、令和元年10月以後の月分の利用者負担金について適用し、同年9月分までの利用者負担金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年2月28日規則第3号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 3 1 日規則第 7 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東松山市特定教育・保育施設等利用者負担金額に関する規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 5 年 9 月 2 8 日規則第 3 0 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 2 6 日規則第 1 5 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表Aの項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 5 月 9 日規則第 2 0 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 3 条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		利用者負担金額（月額）	
階層	定義	保育必要量区分が条例第 4 条第 1 項第 1 号	保育必要量区分が条例第 4 条第 1 項第 2 号
A	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付受給世帯並びに児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第 6	円 0	円 0

	条の4に規定する里親である保護者		
B	A階層の世帯を除き市町村民税非課税世帯	0	0
C	A階層の世帯を除いた市町村民税の課税世帯であって、均等割のみの課税世帯	6,800	6,700
D1	A階層の世帯を除いた市町村民税の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	1円以上12,000円未満	7,800
D2		12,000円以上27,000円未満	8,700
D3		27,000円以上48,600円未満	10,500
D4		48,600円以上57,000円未満	13,500
D5		57,000円以上73,000円未満	16,500
D6		73,000円以上82,000円未満	19,500
D7		82,000円以上97,000円未満	22,500
D8		97,000円以上110,000円未満	26,700
D9		110,000円以上125,000円未満	31,100
D10		125,000円以上140,000円未満	35,600
D11		140,000円以上169,000円未満	40,000
D12		169,000円以上200,000円未満	43,900
D13		200,000円以上250,000円未満	48,100

3	00円未満		
D 1	250,000円以上301,0	50,600	49,800
4	00円未満		
D 1	301,000円以上340,0	52,400	51,600
5	00円未満		
D 1	340,000円以上397,0	53,600	52,700
6	00円未満		
D 1	397,000円以上420,0	55,200	54,300
7	00円未満		
D 1	420,000円以上450,0	57,600	56,700
8	00円未満		
D 1	450,000円以上	59,500	58,500
9			

様式第1号(第3条関係)

年度 月
東松山市 保育料(利用者負担)納入通知書

様

下記のとおり納入してください。

年 月 日

東松山市長

印

児童氏名		年 度		月 分	
保育所名		通知書番号		納付金額	円
納期限					

東松山市役所
電話 0493-23-2221 (代)

公 年度 月
東松山市 保育料(利用者負担)納付済通知書

取りま
との店 宇330-9794
ゆうちょ銀行
東松野金業務センター

加入者名	口座 番号	納付 金額	円
市町村 コード	通知書 番号	理由 番号	納付 区分
年度	期別		
納期限			

公 年度 月
保育料(利用者負担)納付書(原符)

口座番号	
加入者名	
年度 月 保育料(利用者負担)	
納付者氏名	
通知書番号	
納 期 限	
納 付 金 額	円

公 年度 月
保育料(利用者負担)
領収証書

納付者氏名	
通知書番号	
納期限	
納付金額	円

上記のとおり領収しました。
東松山市会 管理者
東松山市指定金融機関
東松山市収納代行金庫機関

この領収証書は5年間大切に保管してください。

本書のとおり通知します。
東松山市会計管理若くて
東松山市/コンビニ収納専用

請求日付印

東松山市/コンビニ収納専用

請求日付印

入金口座
東松山市 112127

請求日付印

東松山市/コンビニ収納専用

埼玉県
東松山市
112127



埼玉県東松山市 112127 ATMでのお取扱いできません。収納代行会社 税関T-データ
この納付済通知書は、直接機械で処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

様式第2号(第4条関係)

利用者負担金減免申請書

保育園名		児童名	
現在の利用者負担額	月額	円	
負担可能の利用者負担額	月額	円	
減免申請の理由 (詳細に記入のこと)			

上記のとおり利用者負担金を減免願いたくお願い申し上げます。

年 月 日

保護者住所
氏名

東松山市長 宛て

児童委員等の意見	
----------	--

児童委員等氏名

様式第3号(第4条関係)

利用者負担金減免申請却下通知書

年 月 日

様

東松山市長 印

年 月 日付で申請のあった利用者負担金の減免については、次のとおり却下しましたので通知いたします。

入所児童の氏名 及び生年月日	
入所中の保育園 の名称及び所在地	
却下の理由	
備考	<p>この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に東松山市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>この決定の通知を受けた日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを、東松山市を被告としてさいたま地方裁判所に提起することもできます。この場合、当該訴訟において東松山市を代表する者は、東松山市長です。</p>

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）